

改善報告書

令和 8 年 7 月 24 日

1. 大学名：日本薬科大学

2. 認証評価実施年度：令和 5 年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：3－1

○研究科において、学位論文に係る評価の基準が設定されておらず、ホームページでの公表も行っていないため、改善が必要である。

4. 改善状況及び結果

基準項目 3－1 について

令和 5 年度認証評価において指摘を受けた「学位論文に係る評価基準の未整備及び未公表」について、薬学研究科委員会において改善を行った。

令和 5 年 12 月 21 日開催の 2023 年度第 4 回薬学研究科委員会において、「日本薬科大学大学院薬学研究科博士課程の学位申請および審査に関する規程」を審議・承認し、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を踏まえた学位論文の評価基準を整備した。さらに、当該内容について本学ホームページに掲載し、公表を行った。以上により、学位論文に係る評価基準の整備及び公表を実施し、改善を完了した。

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目 3－1 の資料

- ・ 3-1-1 2023 年度第 4 回薬学研究科委員会議事録（令和 5 年 12 月 21 日）
- ・ 3-1-2 日本薬科大学大学院薬学研究科博士課程の学位申請および審査に関する規程
- ・ 3-1-3 日本薬科大学ホームページ（大学院薬学研究科 3 つのポリシー及び博士論文評価基準掲載ページ）

改善報告書

令和 8 年 7 月 24 日

1. 大学名：日本薬科大学

2. 認証評価実施年度：令和 5 年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：4－1

○学校教育法第 93 条第 2 項第 3 号で定められている「教育研究に関する重要事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」について、学長が定め、周知するよう改善を要する。

4. 改善状況及び結果

基準項目 4－1 について

学校教育法第 93 条第 2 項第 3 号で定められている「教育研究に関する重要事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」について、学長が定めている重要事項が明確となるよう、教授会規程第 5 条を改定した。

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目 4－1 の資料

- ・ 4-1-1 教授会規程新旧対照表
- ・ 4-1-2 令和 8 年度日本薬科大学教授会議事録（令和 8 年 5 月 7 日）
- ・ 4-1-3 令和 8 年度都築学園理事会議事録（令和 8 年 6 月 19 日）

改善報告書

令和 8 年 7 月 24

1. 大学名：日本薬科大学

2. 認証評価実施年度：令和 5 年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：6－3

○大学院の学位論文の評価基準を示していないこと、教授会運営についての規則の整備が不十分であることから、内部質保証システムの機能性に課題がある点について改善を要する。

4. 改善状況及び結果

基準項目 6－3 について

大学院学位論文評価基準を明確化し、公開した（基準 3 における改善）。また、教授会規程の改定により、学長が定める教授会の意見を聴くことが必要なものを明記した（基準 4 における改善）。これらの改善により、内部質保証システムがより機能性をもつものとなった。

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目 6－3 の資料

- ・ 3-1-1 2023 年度第 4 回薬学研究科委員会議事録（令和 5 年 12 月 21 日）
- ・ 3-1-2 日本薬科大学大学院薬学研究科博士課程の学位申請および審査に関する規程
- ・ 3-1-3 日本薬科大学ホームページ（大学院薬学研究科 3 つのポリシー及び博士論文評価基準掲載ページ）
- ・ 4-1-1 教授会規程新旧対照表
- ・ 4-1-2 令和 8 年度日本薬科大学教授会議事録（令和 8 年 5 月 7 日）
- ・ 4-1-3 令和 8 年度都築学園理事会議事録（令和 8 年 6 月 19 日）